

天草広域連合議会会議録

令和6年第1回定例会

天草広域連合議会

令和6年第1回天草広域連合議会定例会会期日程表

日程	月 日	曜日	会 議	議 事 内 容
第1日	2月14日	水	本会議 委員会	午前10時開会 施政方針説明、提案理由の説明、質疑、監査委員 の選任 本会議散会后、総務委員会・厚生委員会
第2日	2月15日	木	休 会	
第3日	2月16日	金	休 会	
第4日	2月17日	土	休 会	
第5日	2月18日	日	休 会	
第6日	2月19日	月	休 会	
第7日	2月20日	火	休 会	
第8日	2月21日	水	本会議	午前10時開議 一般質問、総務委員長報告・厚生委員長報告、 討論、採決、閉会

目 次

2月14日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付したる事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
広域連合長の施政方針説明	3
議第1号から議第4号まで提案理由説明	5
議第1号から議第4号まで質疑	8
議第5号提案理由説明	10
議第5号質疑・採決	10
散会	11

2月21日（水曜日）

議事日程	13
本日の会議に付したる事件	13
出席議員	13
欠席議員	13
説明のため出席した者	13
職務のため出席した者	14
開議	15
諸般の報告	15
松岡 寿君 一般質問	15
総務委員長報告	22
議第1号討論・採決	23
議第2号討論・採決	23
厚生委員長報告	23
議第3号討論・採決	25
議第4号討論・採決	26

継続調査について.....	26
閉会.....	26

2月14日（水曜日）

令和6年第1回天草広域連合議会定例会会議録

- 1 議事日程（第1号） 令和6年2月14日（水曜日）午前10時開会
- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 広域連合長の施政方針説明
 - 第4 議第1号 天草広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
 - 第5 議第2号 天草広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第6 議第3号 令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第6号）
 - 第7 議第4号 令和6年度天草広域連合一般会計予算
 - 第8 議第5号 監査委員の選任について

- 2 本日の会議に付したる事件
議事日程のとおりである。

- 3 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 若山 敬介 君	2番 桑原 千知 君
3番 平山 泰司 君	4番 松岡 寿 君
5番 勝木 幸生 君	6番 澤井 一富 君
7番 濱洲 大心 君	8番 塩田 真一 君
9番 何川 雅彦 君	10番 野崎 幸洋 君

- 4 欠席議員は次のとおりである。（0名）
なし

- 5 説明のため出席した者の職氏名（15名）

広域連合長	馬場 昭治 君	副広域連合長	堀江 隆臣 君
副広域連合長	山崎 秀典 君	会計管理者	本田 一 君
事務局長	濱崎 正明 君	消防長	寺岡 貴章 君
総務企画課長(兼)会計課長	酒井 孝寛 君	環境衛生課長	原田 健一 君
総務課長	戸村 羊士 君	警防課長	山下 伸介 君
予防課長	平山 浩二 君	指令課長	青柳 雄二 君
中央消防署長	小平 直 君	北消防署長	竹川 光幸 君
南消防署長	宮下 力 君		

6 職務のため出席した者の職氏名（1名）

書 記 谷端 利則 君

午前9時58分開会

○議長（若山敬介君）おはようございます。

定足数以上のご出席でありますので、これより令和6年第1回天草広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりであります。

諸般の報告

○議長（若山敬介君）諸般の報告。

議事に入ります前にご報告申し上げます。

令和5年11月分から12月分までの例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議会行政委員会に保管しております。必要な方はご閲覧ください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若山敬介君）日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員に、6番澤井一富君、7番濱洲大心君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（若山敬介君）日程第2、会期の決定。

会期の決定をお諮りいたします。

本定例会の会期を本日から2月21日までの8日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は8日間とすることに決定いたしました。

日程第3 広域連合長の施政方針説明

○議長（若山敬介君）日程第3、広域連合長の施政方針説明。

ここで、広域連合長から施政方針について説明がありますので、ご清聴願います。

馬場広域連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）おはようございます。

それでは、令和6年第1回天草広域連合議会定例会の開会に当たり、広域連合の運営に関する所信の一端を申し上げ、議員の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

長引くウクライナや中東の紛争など世界情勢の不安定さは継続する中であって、元日に

発生しました能登半島地震では、大規模な地震と津波によって多くの方々が甚大な被害を受けられました。震災によって亡くなられた全ての方々のご冥福をお祈りし、被害に遭われた、そして厳しい生活を送っておられる方々に心からお見舞いを申し上げます。広範囲にわたり倒壊した家屋や今なお続く避難所での苛酷な避難生活など、報道などで能登半島の悲惨な状況に触れるたびに、私は広域連合長として、いつどこで起こるか分からない危機に、いかにして住民の生命と財産を守り、安全で快適な生活環境を維持するか、改めてその責務を痛感し、緊張感をもって業務を推進していかなければならないと決意するものでございます。

熊本県内においては、昨年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行で以前の日常を取り戻しており、TSMCなどの大型企業誘致により経済活動は活発化してきております。一方で、天草圏域においては過疎化、高齢化の進行は著しく、生産年齢人口の減少による労働者不足などの影響も顕在化してきており、経済活動の停滞によって、関係市町の財政運営は今後も厳しい状況が続くものと考えられます。

当広域連合におきましては、このような関係市町の厳しい財政状況を念頭に置きつつ、限られた財源の集中的かつ重点的な配分を基本として、第4次広域計画に基づき、主要施策の着実な推進に努めてまいり所存であります。

それでは、令和6年度における主な施策の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、介護認定審査業務でございます。

令和6年度は、介護認定審査会を212回開催し、およそ7,500件の審査を予定いたしております。引き続き、公平、公正な認定業務をより一層推進してまいります。

次に、衛生関係でございます。

まず、新ごみ処理施設整備事業ですが、現在、様々な課題もございしますが、一つ一つ解決しながら、令和9年7月の供用開始に向け事業を進めてまいります。

次に、既存のごみ処理施設の管理運営でございます。

本渡地区清掃センターは供用開始から23年、松島地区清掃センターは27年が経過し、施設設備の老朽化が進んでおり、突発的な故障も発生しておりますが、新施設稼働までの間、施設の設備点検、調査に基づく計画的な補修工事を行い、処理能力の維持に努めてまいります。あわせて、清掃センター使用料を本年4月に改定し、円滑な施設運営を図ってまいります。

新白洲一般廃棄物最終処分場につきましては、施設の廃止に伴い、跡地利用や施設の譲渡について構成市町と協議を行ってまいります。

今後とも、周辺環境の保全に万全を期すとともに、資源化の推進やごみ分別による減量化など、天草圏域におけるごみ処理の事業について、構成市町の環境担当部署とも連携を密にしながら取組を進めてまいります。

次に、消防関係でございます。

まず、消防車両の更新といたしまして、長期財政計画に基づき、北消防署の高規格救急自動車、水槽付消防ポンプ自動車、松島分署の高規格救急自動車、小型水槽付消防ポンプ自動車を更新いたします。さらに、保有車両の有効活用を進めるため、新たに救助資機材を北消防署に配備するなど、効率的で安定的な消防、救急業務の運用確保に努めてまいります。

次に、防火意識の向上についてでございます。

令和5年中の火災発生件数は40件で、うち建物火災は18件という状況でございました。前年と比べますと発生件数は13件減少しておりますが、死者1名、負傷者は6名でありました。火災発生件数につきましては、全国的にも減少傾向にあります。要因として、電気ストーブをはじめとした電気機器の普及や製品の防火安全性能の向上によるものと考えられていますが、ホームページや広報紙等を活用した火災予防広報もその一つであります。高齢化により火災発生のリスクが高まることも予想されますので、今後も継続的かつ効果的な予防広報を展開し、地域住民の防火意識の高揚に努めてまいります。さらに、火災による人的被害を防ぐ切り札である住宅用火災警報器の普及を推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

次に、救急体制の充実についてでございます。

令和5年中の救急出動件数は6,600件で、前年より137件増加し、2年連続で過去最多の出動件数となっております。全国的にも救急件数は増加しており、高齢化とも重なり、ますます救急の需要が高まることが見込まれます。特に天草管内においては、熊本市内の3次医療機関までが遠隔であることや救命処置の範囲が拡大されていることなどから、救急現場における救急救命士の役割は年々増大しております。今後も救命率向上のため、全ての救急車に救急救命士2名の搭乗を目指し、引き続き育成を行うとともに、救急隊員についても同様に知識及び技術の向上を図ってまいります。

次に、消防本部が抱える課題に対する取組についてでございます。

現在、消防本部は定年延長制度導入による職員の高齢化や、子育て支援策として国が進める男性職員による育児休暇の取得促進など、幾つかの課題を抱えております。この課題に対応するため、勤務の3交代制や日勤職員の新たな配置など、職員の働き方改革を推進しながら、消防力の充実強化につながる体制づくりの検討を進めてまいります。

以上、主な施策の概要につきましてご説明申し上げましたが、令和6年度におきましては、これまで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を行い、住民の皆様方の負託に応えられるよう誠心誠意努めてまいりますので、議員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

日程第4 議第1号から日程第7 議第4号まで提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第4、議第1号天草広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議第4号令和6年度天草広域連合一般会計予算まで、以上4件を一括議題といたします。

議第1号から順次提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

[広域連合長 馬場昭治君 登壇]

○広域連合長（馬場昭治君） それでは、令和6年第1回天草広域連合定例会にご提案いたします議案につきましてご説明を申し上げます。

ご提案いたしますのは、条例の改正2件、予算2件、監査委員の選任同意1件の計5件でございます。

それでは、議第1号から提案理由のご説明を順次申し上げます。

なお、関係する資料といたしまして、条例の新旧対照表や補正予算及び当初予算の概要等を別冊資料にまとめておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

初めに、議案書1ページ、議第1号天草広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律等の施行によりまして、令和6年度から会計年度任用職員へも勤勉手当の支給が可能となりましたので、会計年度職員の給与などに関する処遇改善を目的に、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案書3ページ、議第2号天草広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

総務省から地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、天草広域連合手数料条例の危険物事務に係る申請手数料の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、危険物施設の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に対する手数料を改正するものでございます。

次に、議案書4ページ、議第3号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第6号）でございます。

今回の補正は、支出見込額算定による人件費及び光熱水費並びに事業実施に伴う増減に加えまして、新ごみ処理施設整備事業の土地造成工事における工事費の増によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,832万円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億6,530万6千円とするものでございます。

議案書5ページ、歳入歳出予算補正でございますが、歳入の主なものといたしまして、款1分担金及び負担金では、新ごみ処理施設土地造成工事の工事費増などにより9,526万3千円の増額、款2使用料及び手数料において、爆発事故による本渡地区清掃センター使用料の減などで495万円の減額、款3国庫支出金では、歳入見込額の算定による緊急消防援助隊設備整備費補助金の145万4千円の減額、款5財産収入において、消防車両公売価

格の増などにより204万7千円の増額、款9諸収入において、不燃ごみ売却収入の減などにより270万2千円を減額いたしております。

次に、議案書6ページ、歳出の主なものについてご説明をいたします。

款1議会費ですが、旅費、委託料の増、使用料及び賃借料の減により、合計2万4千円を増額いたしております。

款2総務費では、一般管理費の減等により451万6千円を減額いたしております。

款3民生費では、介護認定審査会の中止等による報酬等の減、派遣職員負担金の増などにより、合計116万3千円を減額いたしております。

款4衛生費では、業務委託料が減となった一方で、派遣職員負担金の増、爆発事故に伴う廃棄物処理委託料の増、土地造成工事の増などにより、合計で9,247万6千円を増額いたしております。

款5消防費では、総額1,313万3千円を減額いたしております。内訳といたしましては、中途退職や支出見込額の算定によります給料、職員手当等の減、備品購入費の減、消防庁舎建設事業費における委託料の減額などによるものでございます。

款6諸支出金では、基金利子の増などにより43万1千円を増額いたしております。

款7予備費では、各経費の支出見込額過不足調整に伴う増額でございます。

また、議案書7ページの第2表には、繰越明許費としまして新ごみ処理施設整備事業3億1,426万3千円を計上いたしております。こちらは、新ごみ処理施設の造成工事において、工事の増額変更に伴い、令和5年度分の出来高の完了が困難となりましたので、繰越しをお願いするものでございます。

次に、議案書8ページ、議第4号令和6年度天草広域連合一般会計予算についてであります。第4次広域計画に位置づける施策の着実な推進を図るため、継続事業に係る経費を中心に介護認定審査事業、新ごみ処理施設整備事業及び消防車両更新などについて必要な予算を配分し、予算編成を行ったところでございます。その結果、令和6年度の当初予算総額は、前年度比7億1,768万7千円、約19.68%増の43億6,414万8千円を計上いたしております。

歳入面では、市町負担金において、衛生費で新ごみ処理施設整備事業の進捗による増、消防費で退職手当負担金等の人件費の増、民生費において介護認定審査会システム標準化対応等の増などにより、前年度と比較して4億914万3千円増額いたしております。

その他の歳入では、使用料で清掃センター使用料の増、国庫支出金で新ごみ処理施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の増及び消防車両購入に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の増、天草広域連合駐車場用地購入費に係る繰入金の増などにより、前年度と比較して3億854万4千円を増額いたしております。

一方、歳出面では、義務的経費において、常備消防費で退職手当負担金及び職員の増員などにより、前年度比1億4,694万5千円増の17億9,697万4千円の人件費を計上いたして

おり、義務的経費合計は、前年度と比較しまして1億4,930万円増の18億3,262万9千円を計上いたしております。

その他の経費におきましては、派遣職員負担金などの補助費、衛生費及び消防費で施設修繕に係る維持補修費の増、衛生費で委託料の減などにより、前年度比3,957万5千円減の10億8,425万4千円を計上いたしております。

投資的経費につきましては、消防庁舎建設事業費の減、衛生費で最終処分場費及び松島地区清掃センター費の減などがありましたが、新ごみ処理施設整備事業や本渡地区清掃センター施設補修工事による衛生費の増、消防車両更新による消防施設費の増、天草広域連合駐車場用地購入費の増などにより、前年度比6億796万2千円増の14億4,726万5千円を計上いたしております。

また、議案書11ページ、第2表には、繰越明許費といたしまして本渡地区清掃センターDCSほか整備補修工事ほか1件、合計1億5,717万9千円を計上いたしております。部品の納入に1年以上の期間を要することから、繰越しをお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご審議いただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（若山敬介君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑の回数は1議題につき2回までですので、よろしくお願いいたします。

また、所属する委員会の所管部門以外について質疑されるようお願いいたします。

議第1号から議第4号まで質疑

○議長（若山敬介君）日程第4、議第1号天草広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、本件は総務委員会に付託いたします。

日程第5、議第2号天草広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、本件は総務委員会に付託いたします。

日程第6、議第3号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件の質疑は幾つかに区切って行います。

まず、第1表歳入歳出予算補正の歳入について。資料2の補正予算書7ページの款1分

担金及び負担金から 8 ページの款 9 諸収入までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)ほかになければ、次に歳出に進みます。

補正予算書 9 ページの款 1 議会費から 10 ページ中段までの款 3 民生費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)ほかになければ、次に 10 ページ中段から 11 ページまでの款 4 衛生費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)ほかになければ、次に 12 ページの款 5 消防費から 13 ページの款 7 予備費までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)ほかになければ、次に 4 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費補正について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)ほかになければ、本件は所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 7、議第 4 号令和 6 年度天草広域連合一般会計予算を議題といたします。

本件の質疑についても幾つかに区切って行います。

まず、第 1 表歳入歳出予算の歳入について。資料 4 の予算書 7 ページの款 1 分担金及び負担金から 10 ページの款 9 諸収入までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)次に、歳出に進みます。

予算書 11 ページの款 1 議会費から 14 ページの款 3 民生費までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)次に、15 ページから 20 ページ上段までの款 4 衛生費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)次に、20 ページ中段の款 5 消防費から 24 ページの款 7 予備費までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)ほかになければ、次に 4 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)質疑がなければ、本件は所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第8 議第5号提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第8、議第5号監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、本件は先日の議会運営委員会でご協議いただきました結果、委員会の審査を省略し、本日議決することにご了解をいただいております。

それでは、本件について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）それでは、議案書は12ページ、議第5号監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

本件は、識見選出の寺本正和監査委員から本年3月末日での辞職願が提出をされ、これを受理しましたので、新たに識見監査委員の選任をお願いするものでございます。

監査委員を選任するには、天草広域連合規約第17条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため、ご提案をするものでございます。

上天草市大矢野町上1075番地3、水野博之、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議第5号質疑・採決

○議長（若山敬介君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

本件は、委員会の審査を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会の審査を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、議第5号を採決いたします。

本件は、連合長提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は連合長提案のとおり同意することに決定いたしました。

散 会

○議長（若山敬介君）以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで日程についてご連絡いたします。

明日15日から20日までは休会し、次の本会議は2月21日午前10時から会議を開きます。

なお、この後、引き続き委員会審査となっております。総務委員会は第4会議室で、厚生委員会は第6会議室で準備が整い次第行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時26分散会

2月21日（水曜日）

令和6年第1回天草広域連合議会定例会会議録

1 議事日程（第2号）

令和6年2月21日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1. 松岡 寿議員

(1) 新ごみ処理施設運営業務（焼却灰）について

(2) 災害発生時の対応について

第2 総務委員長報告

議第1号 天草広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議第2号 天草広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第3号 令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第6号） 所管部門

議第4号 令和6年度天草広域連合一般会計予算 所管部門

第3 厚生委員長報告

議第3号 令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第6号） 所管部門

議第4号 令和6年度天草広域連合一般会計予算 所管部門

第4 議第3号 令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第6号） 採決

第5 議第4号 令和6年度天草広域連合一般会計予算 採決

第6 継続調査について

2 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

3 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 若山 敬介 君

2番 桑原 千知 君

3番 平山 泰司 君

4番 松岡 寿 君

5番 勝木 幸生 君

6番 澤井 一富 君

7番 濱洲 大心 君

8番 塩田 真一 君

9番 何川 雅彦 君

10番 野崎 幸洋 君

4 欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

5 説明のため出席した者の職氏名（15名）

広域連合長	馬場 昭治 君	副広域連合長	堀江 隆臣 君
副広域連合長	山崎 秀典 君	会計管理者	本田 一 君
事務局長	濱崎 正明 君	消防長	寺岡 貴章 君
総務企画課長(兼)会計課長	酒井 孝寛 君	環境衛生課長	原田 健一 君
総務課長	戸村 羊士 君	警防課長	山下 伸介 君
予防課長	平山 浩二 君	指令課長	青柳 雄二 君
中央消防署長	小平 直 君	北消防署長	竹川 光幸 君
南消防署長	宮下 力 君		

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

書	記	谷端 利則 君	書	記	黒田 麻莉 君
---	---	---------	---	---	---------

午前9時58分開議

○議長（若山敬介君）おはようございます。

定足数以上のご出席でありますので、再開をいたします。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりであります。

諸般の報告

○議長（若山敬介君）諸般の報告。

議事に入ります前にご報告申し上げます。

本日、天草記者クラブから議場内の撮影の申出があり、許可をいたしましたので、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（若山敬介君）日程第1、一般質問を行います。

4番松岡寿君の質問を許します。

4番松岡寿君。

〔議員 松岡寿君 登壇〕

○議員（松岡寿君）皆さんおはようございます。4番松岡寿でございます。

議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、新ごみ処理施設運営業務、その中でも焼却灰の資源化について質問を行います。

まず、焼却灰資源化業務の現在の契約内容の確認をしたいと思います。現在の契約内容は、令和9年度から令和14年度の約5年を履行期間として、広島県福山市に建設予定であるツネイシカムテックス福山工場にて焼却灰を人工砂として資源化するというところでよろしいでしょうか、お尋ねをいたします。

2つ目以降は自席にて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

〔環境衛生課長 原田健一君 登壇〕

○環境衛生課長（原田健一君）おはようございます。環境衛生課長の原田です。よろしくお願いいたします。

お答えいたします。

本事業における焼却灰等資源化業務委託につきましては、令和5年8月21日付で、広域連合、ツネイシカムテックス株式会社、天草グリーンサービス株式会社の3者において仮

契約を締結し、令和5年8月24日に本契約として成立しており、契約期間は令和9年7月1日から令和14年3月31日までの4年9か月間です。資源化施設は広島県のツネイシカムテックス福山工場、資源化の種類は焼成、造粒を行い、人工砂として資源化する計画でございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）このツネイシカムテックスの福山工場は、昨年8月、議会前の2度の全員協議会において我々議会に対して、現在、工場は建設前だが、焼却灰を人工砂に資源化する方法は東日本での実績が十分あり、新工場ができることを踏まえれば、長期的に焼却灰の資源化が見込めるという旨の説明がなされていきました。つまり執行部は、契約締結前の時点から施設が建設前であることは分かっていたと思います。執行部がツネイシカムテックスの福山工場が現存しない、建設前であるという事実を把握したのは、2月の事業提案の提出、5月の事業者ヒアリングなど、どのタイミングで、どういう経過だったのでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

連合においてツネイシカムテックス福山工場が建設前という事実が判明した経緯につきましては、令和5年5月16日に開催された第11回事業者選定委員会時に、委員から福山工場での人工砂の実績について質問があり、現在、建設途中との回答により、選定委員及び連合において認識したところであります。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）建設途中と建設前では大分、意味が違うと思いますが、次の質問に移ります。

工場がない事実が昨年5月の事業者ヒアリングという入札の最終場面で判明をしたということは、2月には川崎技研を代表とする企業グループから提出された事業提案書では分からなかったということになるかと思えます。事業提案書は、専門のコンサルも恐らく確認していると思いますが、それでも分からなかったということにもなるかと思えます。

事業提案書の原本は著作権が存在し、市民、議会、報道と一切公表できないものなので、執行部が議会へ提出した事業提案書概要版を改めて見ました。そこには、工場が建設前であるということは一切書かれていません。この事業提案書概要版を作成した者は執行部ですか、それとも企業グループ側でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

昨年8月に議員の皆様にご説明させていただいた非価格要素審査に関する概要版につきましては、企業グループにおいて作成しております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）議員の皆様ご承知のとおり、予定した工場の建設が見送られたことによって、冒頭、説明のあった焼却灰の資源化は非常に困難な状況となっております。理由は、施設建設に当たって必要な市外の一般廃棄物の受入れに関する業者と福山市との協議が調っていなかったというものです。先日の全員協議会などの説明では、福山市から市外からの受入れを認めない旨を業者側に伝えられたのは昨年7月でございます。

そこで、確認ですが、昨年8月、職員が現地調査に赴いたと思います。その時点で業者側からその旨の報告はあったのでしょうか。あわせて、その現地調査の趣旨は何だったのかお尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）おはようございます。事務局長の濱崎でございます。

ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

令和5年8月に連合職員が福山市のツネイシカムテックスに出向き、今回提案がっております資源化施設建設について状況を確認しておりますが、そのときは福山工場での焼却灰の受入れについて、受入れが困難だというような話はございませんでした。視察の趣旨としましては、提案されました資源化施設の概要及び建設予定地の状況を把握するためでございます。8月定例会提案前に確認する必要があるということで判断し、視察を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）執行部も、もしこの時点で報告を受けていれば、慎重な判断ができたのではないかと思います。

さらに、昨年の12月の事業者の取締役会で、福山工場の建設の当面中止が決定されたとのことですが、その前などに連合に業者側から報告があったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）お答えをします。

代表企業でございます株式会社川崎技研から、令和5年12月20日の新ごみ処理施設建設に向けた総合会議後に、連合の担当係長へ口頭にて焼却灰の受入れ困難となった件について報告がっております。正式な文書では本年1月17日に提出されておりました。ツネイシカムテックス福山工場の延期が取締役会で決定されたのは昨年12月4日とのことですので、連合に一報があったのは取締役会で決定された後ということになります。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）現在、事業者側から代替案の提示を求めているという説明が先日の全員協議会でありました。事業者から示される代替案が許容できる基準であれば、示していただければと思っております。また、執行部はこの大きな問題においてどのような役割を果たすのでしょうか。以前から連合長が、連合が処理先を探す責任は逃れられないという発言もあったと記憶をしておりますけれども、事業者に代替案を求める、任せるだけではなくて、執行部でも代替案を検討する必要はないのでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）お答えをいたします。

株式会社川崎技研を代表といたします企業グループの代替案につきましては、先日、提出されておりますが、現在、検討し、また検証中でございます。

代替案を執行部でも検討する必要性はないのかということでございますが、執行部といたしましても専門家の意見を聞きながら検討しているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）先ほども申し上げましたが、昨年8月の全員協議会で執行部から、焼却灰を人工砂に資源化する方法は東日本での実績が十分あり、新工場ができることを踏まえれば、長期的に焼却灰の資源化が見込めるという見解が示されました。そして、あわせて、これが実現しなければ事業契約が成り立たない、執行部からそのような発言もあったと私自身記録をしております。

これだけ期待を寄せていただけない、今回の結果は、そして経緯は非常に残念でなりません。事業に当たってきた連合長以下職員の方々のその思いは、私以上であると思えます。当初の5年間は処理先の変更を認めないという契約条件をはじめ、本当にいろいろと検討しなければならない問題であると思えますので、時間をかけるところはしっかりと時間をかけて、慎重な判断をお願いしたいと思えます。あわせて、我々議会にも都度、説明をお願いしたいと思っております。

そして、この焼却灰の資源化は、中村前連合長がこの事業を始めるに当たって示された、天草に最終処分場は造らないという方針が源流にあるのは、以前の質問も通して申し上げてきたところでございます。そして、馬場連合長もこの方針を引き継ぎ、これまで取り組まれたことを思い、その結果、冒頭、説明のあった資源化の体制が提案され、これから取り組んでいくはずでした。

そういう中で、先日1月24日付で発表された公開質問状の回答書を読みました。その中で、1点確認したいことがあります。公開質問状の回答において、広域計画では、自区内処理の原則に基づき、最終処分場を検討しており、あくまでも焼却灰の資源化は入札を行

った業務の一つというような趣旨の一言があります。広域計画は法に基づく一般廃棄物処理の大原則を記載したもので、これ自体を否定することはいたしません。一方で、焼却灰を資源化することを前提としたこの新ごみ処理施設の整備、運営事業に対する公開質問状への回答であったことを踏まえれば、あえて広域計画を持ち出し、最終処分場に触れる必要があったのか。加えて、焼却灰の資源化は政策的な意図はないとも取れる表現であったことから、その回答の意味ははかりかねたところです。この回答の意味を含めながら、この事業を進めるに当たって、これまでの方針への考え方を確認できればと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）お答えをいたします。

最初に、公開質問状の回答の意味でございますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、一般廃棄物は自区内での処理が原則ということになっておりますので、第4次広域計画においても、その趣旨にのっとり新たな最終処分場整備の可能性を検討するという事として記載しております。そのような中であって、本事業の基礎となりました令和元年8月に策定いたしました施設整備基本計画では、天草圏域内における最終処分場計画をはじめとした最終処分の方針に留意しながら、処理残渣等の資源化をすることで最終処分場の極小化を目指すということとしております。この基本計画に沿って、本事業では焼却灰の資源化業務を施設の運営と一体的に発注し、進めてきたところでございます。

以上のことから、焼却灰の資源化は本事業に限った業務でございます。焼却灰の資源化は永続的に行うことは現時点で不透明であるという旨の回答をさせていただいたところでございます。

また、焼却灰の考え方ですけれども、この処理の方向性につきましては、今後も資源化における将来的な技術革新や資源化施設の全国的な広がり期待しつつも、法の原則にのっとり、最終処分場整備の可能性を検討することは避けて通れないこととございます。焼却灰をはじめとした焼却残渣の適正な処理体制の構築を今後、図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）ありがとうございました。

じゃあ、次に災害発生時の対応についてお尋ねをいたします。

先月、石川県能登地方を震度7の地震と津波が襲いました。報道で伝えられている現地の様子を見るたびに、突発的に起こる自然災害の恐ろしさを再確認させられたところでございます。

災害が発生するたびに問題の一つとなるのが災害廃棄物です。特に、昨今は大きな災害

が頻発しているので、災害廃棄物仮設場に山積みされた災害廃棄物を報道を通して見る機会も増えました。災害廃棄物仮置場などの設置、収集体制は各構成市町の業務であると認識していますが、多種多様な廃棄物が混在する災害廃棄物の処理においては、広域連合はどのような役割を担うのか、そして想定されるのか、現段階において構成市町と取り決めなどがありましたら、それも併せて説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えをいたします。

災害廃棄物の受入処理につきましては、令和2年7月に天草市牛深地域を中心として発生した豪雨災害における災害廃棄物の一部を本渡地区清掃センターにて処理を行った経緯がございます。それまで、本連合施設においては、大量の災害廃棄物の受入れを行ったことがなかったため、当時、構成市町の担当課と協議を行い、災害発生時における事務取扱事項を定めた上で受入れを行いました。

業務分担といたしましては、議員ご認識のとおり、仮置場の設置と収集、運搬を構成市町、受入処理を連合で行います。受入対象品目は各清掃センターで処理可能なもの、処理経費の負担につきましてはそれぞれの搬入量から算出としております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）ありがとうございます。

広域連合の事業である消防、ごみ処理と災害を関連づけて考えますと、災害発生時の人命救助、災害廃棄物の処理というのは、災害発生の初期の段階から迅速な対応が求められる分野ではないでしょうか。一方で、各構成市町の災害対策業務とも密接な関係、連携が必要ですので、広域連合、構成市町共通の災害発生時の行動計画が必要ではないかと考えます。現在そのような共通の行動計画あるいは梅雨前などに広域連合、構成市町が互いの役割を確認する協議などはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

現在ないならないで構いませんが、検討中である、検討するなど、今後の方針などがありましたら回答をお願いします。構成市町の業務と関わる部分もありますので、答えにくいところがあると思いますけれども、回答できる範囲で結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（若山敬介君）警防課長。

○警防課長（山下伸介君）おはようございます。消防本部警防課長の山下でございます。

消防部門の質問にお答えをいたします。

各種災害が発生した場合には、天草広域連合が定める消防本部災害基本計画に基づき対応しております。災害発生に伴い、消防本部として対策本部を立ち上げますが、構成市町の災害対策本部にも、消防からもリエゾンと呼ばれる連絡係を派遣して、情報収集に当たっております。また、災害の規模、被害状況から天草消防単独では対応できないと判断

した場合は、県内消防相互応援協定や緊急消防援助隊受援計画に基づき、応援を要請する体制が整っております。実際、熊本地震や令和2年豪雨災害にも天草消防から応援隊を派遣しております。

梅雨前などの協議につきましても、毎年5月から6月初めにかけて、天草地方水防会議をはじめ各市町でも防災会議が開催されており、消防からも出席して地域防災計画の見直しや確認等を行っております。さらに、毎年、熊本県内の全市町村が参加する豪雨対応訓練が実施されており、天草市、上天草市、苓北町もそれぞれ参加し、消防からも各市町に、先ほど申しましたリエゾンとして出向し、情報共有を行うとともに、後日、検証会を実施し、災害対応に遅れないよう努めております。

今年の元日に能登半島地震が発生し、甚大な被害が出ております。消防本部としましても、今回の地震を教訓にし、今後発生すると予測されている南海トラフ地震などあらゆる災害に対応できるよう、構成市町との連携をさらに深めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）環境衛生課長の原田です。

私のほうからごみ処理について回答をさせていただきます。

災害発生時には様々な種類の廃棄物が発生し、住民の生活環境の保全、公衆衛生の悪化防止のためには、議員おっしゃるとおり、災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理が非常に重要と考えております。そういった中で、構成市町との連携につきましても業務分担が明確でありますので、共通の行動計画というものはございませんが、先ほども申しましたとおり、構成市町と協議の上、定めました事務取扱事項に従い、市町の要請により迅速に対応してまいります。

近年は大規模かつ広域的な災害が相次ぎ、施設の処理能力や突発的な故障等により、天草圏域内では処理が困難となる事態が発生する可能性がございます。そのような事態に備え、可燃ごみにつきましては、昨年より熊本市が中心となり、県内自治体間での緊急時における相互支援を目的に広域連携協定の締結が検討されており、構成市町の2市1町それぞれ協定に同意する意向で回答されているところでございます。

なお、連合事務局では、平成29年度に天草広域連合事務局災害応急対策計画を策定し、災害発生時における組織計画、職員配置計画、災害応急対策行動マニュアル及びごみ処理施設災害対応マニュアルを整備し、災害応急対策に備えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）ありがとうございました。

災害はいつ発生してもおかしくありません。災害時の行政の迅速な対応は、被災された住民の方の不安解消の一助になると思います。

前回はごみ処理、今回は災害時における構成市町、広域連合の役割について、質問を交えながら意見を述べさせていただきましたが、冒頭、質問した新ごみ処理施設整備によって天草圏域のごみ処理が一本化することを思えば、消防、介護、その他業務も含めて、基礎自治体である構成市町、広域行政の役割の整理が今後必要になるかと思えます。よい機会になったのではないのでしょうか。今後ともより効率的な広域行政の運営に期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山敬介君）以上で4番松岡寿君の質問を終わります。

日程第2 総務委員長報告

○議長（若山敬介君）日程第2、総務委員長報告。

先日の本会議におきまして、総務委員会に付託いたしました議第1号天草広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を議題といたします。

総務委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

10番野崎幸洋君。

〔総務委員長 野崎幸洋君 登壇〕

○総務委員長（野崎幸洋君）皆さんおはようございます。総務委員長報告をいたします。

さきの本会議において付託を受けました案件について、同日、本会議散会後に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議第1号天草広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。会計年度任用職員に支給される勤勉手当の支給率についてただしたのでありますが、説明によりますと、支給率は関係3市町に準拠し、100分の48.75を予定しているとのことであります。

以上、主な内容についてご報告いたしました。本件については異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第2号天草広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。対象となる施設など、内容についてただしたのでありますが、説明によりますと、対象物は貯蔵物の液面に落とし蓋を浮かべた形状で、貯蔵物の増減に伴い蓋が上下する構造であり、天草管内に該当する施設はないとのことであります。

以上、主な内容についてご報告しましたが、本件については異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第3号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第6号）についてであります。本件につきましては異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第4号令和6年度天草広域連合一般会計予算についてであります。購入予定

の駐車場の場所についてただしたのでありますが、現在も使用している職員及び来客用駐車場の一部を購入する予定としているとのことでありました。

以上、主な内容についてご報告いたしました。本件につきましては異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で総務委員長報告を終わりますが、よろしくご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山敬介君）ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、これより議第1号から議第2号までの以上2件について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

ただいま委員長より報告のありました案件中、議第1号から議第2号までの以上2件につきまして採決いたします。

議第1号天草広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第2号天草広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第3 厚生委員長報告

○議長（若山敬介君）日程第3、厚生委員長報告。

先日の本会議におきまして、厚生委員会に付託いたしました議第3号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第6号）外1件を議題といたします。

厚生委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

厚生委員長、4番松岡寿君。

〔厚生委員長 松岡寿君 登壇〕

○厚生委員長（松岡寿君）厚生委員長報告をいたします。

さきの本会議において付託を受けました案件について、同日、本会議散会後に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議第3号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第6号）の所管部門についてであります。委員会では、新ごみ処理施設土地造成工事に関し、9,500万円もの増額となり、工期に影響はないのかとただしたのであります。説明によりますと、当初の工期設定段階で十分に工期を設定しており、業者とも7月までということまで話をしている。ただし、中硬岩の量は想定であり、今後、想定より量が増える場合は作業効率が落ちてくるので、そのときは協議して変更したいとのことであります。

次に、土地造成工事が仮にずれ込んだ場合、施設本体の工事にも影響してくるのかとただしたのであります。説明によりますと、現在、施設建設事業者と設計協議を行っており、計画では8月から建設の準備に入ると聞いているが、準備期間が多少短くとも対応できると聞いているとのことであります。

次に、今回の土地造成工事9,500万円の増額について、ほかにも増える可能性はないのか、この岩盤を掘削するだけで変更が終わるのかとただしたのであります。説明では、想定での設計であり、数量は多少の増減は出てくる。準備工内の雑木処理が想定より少ない見通しであり、これ以上の工事請負額の増額は無いと想定している。土地造成工事も工期を半分以上過ぎ、業者から週間の工程会議の報告を受け、連合としての監督もより強力に進めていきたいとのことであります。

以上、主な内容についてご報告をいたしました。本件につきましては異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第4号令和6年度天草広域連合一般会計予算の所管部門についてであります。委員会では、施設整備費の施工監理業務委託の業務内容に関し、現在報道されている焼却灰の資源化に関することも含まれているのかとただしたのであります。説明によりますと、運営に係る事項であるため、施工監理業務委託内とのことであります。焼却灰については報道もなされ、注目度も高い。灰の処理先が現在のところはっきりしないということは、安定的に事業が進められているのか、そういう不安もあるので、今後の進捗を議会に適宜報告をお願いしたいという要望もしました。

以上、主な内容についてご報告をいたしました。本件につきましても異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で厚生委員長報告を終わりますが、よろしくご賛同をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君）ただいま委員長報告の中で、先日報道があった焼却灰の資源化について報告がありました。委員会から、もし執行部への要望があったのか尋ねたいと思います。そしてまた、それに対する執行部の返答はいかがなものであったのか、すいませんけどお願いいたします。

○議長（若山敬介君）厚生委員長。

○厚生委員長（松岡寿君）改めてその要望の内容について読ませていただきますが、焼却灰については報道もなされ、注目度も高い。灰の処理先が現在のところはっきりしないということは、安定的に事業が進められるのか、そういう不安もあるので、施工管理業務を通して今後の進捗を議会に適宜報告をお願いしたいという要望を行いました。

議事録を確認しますと、執行部からはこの要望に対して、全員協議会であったように適宜説明を行っていくという回答がっております。

以上です。

○議長（若山敬介君）5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君）ありがとうございました。

執行部には、先ほどの委員長報告また答弁であったとおり、大きな問題であると思っております。このことについては、適宜議会への報告を、ぜひともしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（若山敬介君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかに質疑がなければ、これより議第3号及び議第4号について討論に入ります。

日程第4 議第3号討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第4、議第3号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第6号）について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第3号を採決いたします。

本件に対する各委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は各委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第5 議第4号討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第5、議第4号令和6年度天草広域連合一般会計予算について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は各委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第6 継続調査について

○議長（若山敬介君）日程第6、継続調査について。

継続調査についてお諮りいたします。

議会運営委員会の所管事務について、委員長から閉会中の継続調査の申出がっております。委員長からの申出のとおり、継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

閉会

○議長（若山敬介君）以上で本定例会に提出されました案件全部を議了いたしました。

これをもちまして議事を閉じ、令和6年第1回天草広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 若 山 敬 介

議 員 澤 井 一 富

議 員 濱 洲 大 心